

平成28年度 第2回焼津市青少年問題協議会 会議録

1 開催日時 平成29年2月9日(木) 10時から11時30分

2 開催場所 焼津市役所 本館603号室

3 出席者 (会長) 中野弘道市長 1名

(委員) 23名

石田善秋、鈴木浩己、伊藤 悟、山梨隆夫、岩田一美
山内道弘、勝谷紀美子、鈴木春子、平田 厚、中野道太
村松晴一、石野直巳、岡本勝広、曾根俊治、吉田達男
青山知彦、増井忠彦、山下式子、大石訓永、下村正博
井指利阿己、西谷昭吾、富山洋子

(幹事) 6名

山田一博(代理:水越純)、藁科善彦、鈴木康巨、沼野功
小林敏之、曾根俊則

(事務局) 8名

宮崎毅(生涯学習部長)、河野義行(次長兼社会教育課長)、前島勇
介(青少年教育相談センター主査)、紅林和則(青少年教育相談セン
ター相談員)、加茂謙二(学校教育課指導主事)、日下部充(社会教
育課青少年担当主幹)、植村和広(社会教育課青少年担当主査)、北
川美代利(青少年担当)

4 欠席者 鈴木和江委員、飯塚善久幹事 2名

5 次 第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状伝達
- (3) 会長あいさつ
- (4) 会議録署名人指名
- (5) 議事

【報告事項】

- (1) 街頭補導の実施状況について
- (2) 教育相談の実績について
- (3) 焼津市の青少年の状況について
 - ・焼津警察署管内の青少年の状況(焼津警察署)
 - ・小中学校の状況(小中学校長)
 - ・高等学校の状況(高等学校長)
 - ・雇用、就労等の状況(焼津公共職業安定所)
- (4) 安心・安全な環境づくり(学校教育課)

【協議事項】

- (1) 平成29年度の活動方針について(社会教育課)
- 閉会

6 内容

【会長あいさつ】

中野会長あいさつ

【会議録署名人】曾根俊治委員、吉田達男委員を指名

【議事】

報告事項

○中野会長

報告事項「街頭補導の実施状況について」及び「教育相談の実績について」を報告と致します。初めに事務局より説明をお願いします。

○前島教育相談センター主査

(1) 街頭補導の実施状況について

昨年4月より12月までの市内街頭補導状況について報告します。

焼津市青少年教育相談センター補導員として、自治会や子ども会、PTA、小中学校よりそれぞれご推薦いただきました計164人の補導員の皆様に、地区内の巡回活動を実施していただいております。補導員は、大型店舗、ゲームセンター、コンビニエンスストア、公園、神社など、青少年が集まりやすい場所を巡回し、非行を未然に防ぐための思いやりのある温かな声掛けを行っています。また、補導活動は、市民の方々に対して、青少年の非行防止・健全育成に関する意識の高揚を図る効果もあります。資料の1ページをご覧ください。4月から12月までの9か月間と夏季・冬季の市内一斉補導を含んだ補導実施状況について報告します。まず、12月までに行った街頭補導件数が289件、参加した補導員は延べ1,170人でした。行為種別のほとんどを占める「その他」は、青少年へ声掛けをした件数です。公園やコンビニ、ゲームセンター、大型店舗などで見かけた子ども達に対して、「早く帰宅するように」等の声掛けを行ったもので、計680人でした。「その他」以外の街頭補導実施状況につきまして、自転車の違反が10件。これはほとんどが高校生の無灯火での運転で、注意の声掛けを行いました。また、夏季市内一斉少年補導時に、高校生による喫煙について2件報告がありました。ただし、この2件については、高校生が喫煙をしていた恐れがあるとのことで報告をいただいたもので、喫煙をしている現場を目撃したわけではないことを申し添えます。また、11月の補導活動時に車の暴走行為を見かけたとのことで報告をいただきましたが、こちらにつきましても、青少年による運転というわけではございませんので補足させていただきます。以上693件の行為種別の学職別の内訳としましては、小学生が36人・中学生122人・高校生が466人、その他の学生は52人、有職少年17人でした。昨年度同期の行為件数は636件であり、今年度は693件と、53件増加しております。しかしながら、下校時の青少年への『がんばってね』『気を付けて帰るんだよ』『身体に気を付けてね』といった、あたたかい見守りの声掛けも、この行為件数に含んでいるため、件数の増加イコール非行が増加しているというわけではありません。むしろ声掛けの件数が増えていることは、それだけ青少年健全育成の見守り環境が醸成されているということであると認識しております。街頭補導は、市内児童生徒の下校時の見守り、そして非行化傾向にある青少年を早期に発見し、健全育成上必要とされる措置を講ずる非行防止を目的としています。補導員は、警察とは違い、法的な権限はありませんが、社会の先輩としての責任と、青少年の非行防止、健全育成に対する使命感を持って、あたたかく愛のある声掛けをしています。こうした熱心な声掛けが、件数の増加に繋がっていると考えております。資料2ページをご覧ください。こちらは小学校区別の活動内訳となっております。資料2の最下段に「内青灯パト数」と記載がありますが、こちらは青色回転灯による防犯パトロールの件数です。289回の街頭補導の内、230回は青色回転灯をつけて防犯パトロールを兼ねて行いました。街頭補導パトロール中に見かけた、公園の公衆トイレの電灯切れや地域の集会施設の鍵のかけ忘れ等についても、関係者に適切に報告していただいております。地域防犯の向上に繋がっています。また、青色回転灯をつけてパトロールすることにより、青少年

健全育成環境の醸成だけでなく、市民の皆様の防犯意識向上に繋がっています。最後になりますが、補導員の任期は2年間であり、現補導員の任期は平成29年5月15日までとなっています。現在、平成29年度・30年度補導員の推薦について各団体の皆様に順次お願いさせていただいているところであります。青少年健全育成のため、また地域防犯の向上のため、今後とも補導活動にご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

○紅林教育相談センター相談員

(2) 教育相談の実績について

資料3をご覧ください。平成28年度4月から12月までの教育相談の実績をもとに、相談状況について報告させていただきます。相談センターでは、電話・面接・メールの3つの方法で相談を受け付けており、対象者は20～30歳代も含めた青少年及びその保護者等からの相談が中心となっています。今年度12月までの相談受理回数は502回で、昨年度の511回に比べやや減少していますが、さほど大きな変化ではなく、ここ数年の増加傾向は続いています。相談方法の割合は、電話144回(29%)、面接212回(42%)、メール144回(29%)で、面接による相談が最も多くなっています。ここ数年の相談方法割合の動向をみると、メール相談が減少傾向にある反面、面接相談の増加が顕著です。面接による相談は他の方法に比べ相談者の心情等がよくわかり、より有効な相談活動につながっています。受理した相談の問題別の相談回数は「性格情緒」が395回(前年度比37回増)と最も多数を占めています。その内の約40%が相談センターと毎日のようにメールのやり取りをしている21歳の無職女性からのものです。通信制の高校を卒業後、精神的に不安定な状態が続いていましたが、ようやく職(介護ヘルパー)に就く意欲を持ち始めています。また、無職の成人女性(心の医療センター入院中)、農業手伝いの成人男性(心療内科通院中)で、約50%を占めています。いずれも、職に就けない、あるいは引きこもり等、いわゆる「ニート」の状態であり、人間関係が上手く築けず社会的自立が困難な状況にあります。その他にも、高校や専門学校・大学を卒業後就活がうまくいかず、親からの生活支援を受けたり、自信をなくし、ほとんど家に閉じこもっている若者の相談なども増えています。このような場合、ハローワークや「静岡地域若者サポートステーション」を紹介したりしていますが、本人の自立に向けては、かなり難しい状況にあります。これら成人からの相談が多くなっていますが、継続的にコミュニケーションを取ることによって情緒の安定を図っています。さらに、社会的自立に向け、福祉や医療機関、ハローワーク等との連携を図りながら継続して相談業務を行う必要があります。今年度の主な特徴は、昨年度大幅に減少した(前年度比117回減)「不登校」にかかわる相談が、今年度もさらに減少(昨年度比17回減)したことです。ただし、学校教育課集計の「不登校」及びその傾向にある児童生徒の数は、むしろ増加傾向にあります。相談件数が増加していた数年前の相談内容を見ると、保護者の多くが「いじめ」も含め学校の指導や対応への不満や批判を訴えていましたが、ここ1～2年はそのような傾向がほとんどなくなってきました。これらの状況から、学校教育課の支援を含め、各学校のきめ細やかな指導、本人及び保護者へのていねいな対応が、相談センターへの継続相談の減少につながっているのではないかと考えられます。さらに、各学校に配置されている「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」等が機能してきているなど、各学校の相談体制の充実があげられます。また、今年度も「いじめ」にかかわる相談が大幅に減少(12月までで2件)していますが、このことについても、平成25年度に制定された『いじめ防止対策推進法』のもと、各学校の未然防止や早期対応への取り組みが着実に進められている成果であると考えられます。相談対象の青少年の中には、発達障害が疑

われるケースも多くなっています。実際に自閉症の診断を受けている青少年の相談もありますが、こだわりが強かったり、コミュニケーションがうまくとれない、友達関係・人間関係がうまく築けないなど、これらの子供・若者やその親への対応の難しさを感じています。この数年で、小・中学生の相談が大幅に減少（H25…40.5%→H27…14.8%）してきていますが、今年度は、この傾向がさらに進み小・中学生の相談は、約10%にまで減少しました。その一方で、高校生、大学生、成人等いわゆる義務教育以降の若者の相談が約90%となっています。特に、ニート・引きこもりの状態がほとんどを占める成人の相談は、全体の約75%にまで達しています。おそらく、この傾向は、今後も継続すると思われ、相談センターといたしましては、そのあり方を検討するとともに、相談体制充実のために、小・中学校だけでなく高等学校との情報交換や子ども若者支援地域協議会・サポートステーション、その他関係機関とのネットワークの形成が、なお一層重要になっていると考えます。以上で、28年度12月までの「相談状況の報告」とさせていただきます。

○中野会長

続きまして、「焼津市の青少年の状況について」焼津警察署管内の状況を焼津警察署生活安全課水越生活安全係長より、説明をお願いします。

○水越生活安全係長

（3）焼津警察署管内の青少年の状況

焼津警察署生活安全課長代理の水越です。焼津警察署管内の青少年の状況について説明します。1. 焼津警察署管内における犯罪の発生状況、2. 少年事件の検挙状況、3. 少年補導の状況、4. 福祉犯罪の検挙状況の順で説明します。まず、焼津署管内の犯罪の認知状況と検挙状況について説明します。当署管内における刑法犯の発生状況は、平成14年のピーク時は約2,000件でありましたが、年々減少傾向にあります。去年は793件の発生にとどまっております、平成27年と比べて53件減少しております。一方で、検挙した件数は、463件となり、平成27年と比べて8件微増しております、年々治安回復の兆しを見せております。刑法犯については、窃盗犯が約7割を占めております。窃盗犯のうち、自転車盗、万引き、車上ねらいがそれぞれ約100件ずつ発生しており、最も多い犯罪となります。特に、自転車盗については、約8割が鍵をかけない、いわゆる無施錠での被害となっています。また、18歳以下の少年が多く被害にあっておりますので、学校関係者の方には、是非生徒さんたちに自転車盗難防止のため施錠を呼びかけていただけようお願いします。次に、資料の2、少年非行・補導の状況について説明します。ここで言う「少年非行」とは、14歳以上20歳未満の未成年が犯した刑法犯、及びそれ以外の特別法犯と呼ばれる法令違反の事を指します。「補導」は14歳未満の少年が法令違反を犯した場合は、刑事責任を問えない触法少年として取り扱うこととなり、基本的には児童福祉司の指導や児童自立支援施設送致など、措置を児童相談所にゆだねることとなります。当署管内におきましては、昨年中、31人の少年、触法少年を検挙・補導しており、平成27年と比べて10件減少しています。その内訳は、やはり窃盗犯が多く、20件中、万引きが10件であり、半分を占めています。昨年中は、少年の逮捕事件はありませんでした。しかし、触法少年の補導が7件あり、平成27年が3件だったことから考えると、犯罪の低年齢化が窺われるところであります。次に資料の3、少年補導について説明します。焼津署での補導件数は436件であり、平成27年と比べて8件減少しました。補導の種別としては、深夜はいかい、喫煙が大多数を占めております。深夜に歩くことが頻繁になってくれば、より危険性の高い非行を敢行するようになっていたり、また、少年が犯罪の被害にあう恐れがあります。喫煙から飲酒、さらには中毒性が高い薬物へと進行する

恐れもあります。ですから、少年を犯罪に走らせない、被害にあわせないための未然防止活動である補導は、大変に重要であります。次に福祉犯の検挙について説明します。福祉犯とは、少年を虐待し、酷使し、その他少年の福祉を害し少年に有害な影響を与えている犯罪を言います。昨年中は、児童買春や少年をデリバリーヘルスで働かせた児童福祉法違反などの少年の性搾取や、タバコの販売などの少年の健康を阻害する少年の福祉を害する犯罪で7人を検挙しております。犯罪の態様もさまざまですが、SNSで知り合った家出少女に、お金や居所を与える代わりにわいせつな行為をしたものや、SNSを利用して裸の写真を送信させたものなどの、インターネットを利用した犯罪も散見しており、少年のスマートフォンやインターネットの利用方法についても更なる注意が必要であると再認識しております。以上で焼津警察署管内の青少年の状況についての説明を終わります。

○中野会長

引き続き、「小・中・高等学校の現状について」の説明をお願いします。

○曾根委員

小学校の状況

市内13の小学校は、本年度の重点目標達成に向け、教育活動を着実に進めています。生徒指導の究極の目標である「自己指導力（教育力）の育成」に向け、生徒指導の機能を生かした実践が成果を上げています。では、問題となる小学校（小学生）の状況を「不登校」「問題行動」「いじめ」「大人の関り」の4点で報告いたします。

1 不登校児童

不登校による欠席30日以上の子供は、昨年同時期と比較して約44%増加しています。これは、「病欠」「その他」の理由を含む長期欠席者を、積極的に「不登校」と判断し、不登校児としての対策を考え、早期に対応を取るようにしたことによります。児童を観察すると、3年と5年時での増加があり、成長発達に関わる問題が一つの誘因となっています。また、この数年間の主な誘因として、「不安などの情緒的混乱」や「無気力」があります。このことは、集団生活の人間関係を持つことや自分を表現することを苦手としたり、学習や活動における順応挫折に耐えられなかったり、保護者や周りの大人の期待に添えない苦しみを持ったりなど、自己肯定感の低さの表れでもあります。これらの問題に対し各校では、県教委から構成的グループエンカウンターの手法による演習『人間関係づくりプログラム』を実施し、人間関係づくりを学び合い、心を育てています。この学びは、学級担任はもちろん、全ての教職員、焼津市より派遣いただいている心の教室相談員、特別支援教育支援員、低学年支援員は、教育相談的態度で児童の思いを受容し、一人一人が集団の中で存在する実感が持てる環境を整えています。これからの段階として、関係機関や中学校との連携を図るなど、組織的対応を進めていきます。不登校児童ゼロに向け、これからの2ヶ月、進級進学に希望が持てる指導を大切にしていきます。

2 問題行動

問題行動の報告は、昨年度と比べて、件数で約36%、人数で約32%増加しています。増加したのは、特定の児童による粗暴行為の「授業放棄」「暴言」「暴力」「器物破損」の繰り返しによるものです。発達に課題を抱える児童が、自分の思いをいつ、どこで、どのように表現したらいいか判断することができず、瞬間的に乱暴な言動となってしまうのです。また、学年を比べると3年生の占める割合が多いことから、成長の発達段階の問題も考えられます。粗暴行為が続く児童の状況を観察すると、次の3つのタイプが

あります。一つ目に、考え方が幼くただ単に自分の力を見せたい、発散させたい児童。二つ目に、反応が良く物分かりの良い面も見えるが、実は表面だけに過ぎず根本が分かっていない児童。そして三つ目は、家庭の経済問題や虐待を思わせる生活環境などの影響を受けている児童です。いずれにしても全教職員で、生徒指導の機能の一つである「存在感」を与えること、その児童の存在を認め合う人間関係づくりの構築に力を注ぐことを大切にしています。どの児童も、「みんなから受け入れられている」「自分は役立っているんだ」と実感できることが心の安定につながります。そして、教職員が児童に接する中、常にその言動から異常の早期発見、共通指導内容の整備を図ると共に、保護者との密なる連携を大切にしているところです。

3 いじめ

これまでにいじめと認知した事案が32件あり、47%の問題解消があり、53%の注意深く見守りの継続を図っています。なお、その都度問題を発見した場合は解消に向け、学校だけでなく関係機関と連携を組んだ取組をしています。これまでの主な内容に、言葉による「冷やかす、からかい、悪口」や、態度による「仲間外れ、無視」があります。また、「軽く叩かれる、蹴られる」「金品を隠される、盗まれる」「嫌なことをされる」などの直接的行為の件数は少ないですが、ゼロではありません。なお、いじめへの対応は、何をおいても情報共有と事実確認が重要になります。「いじめ防止対策推進法」から各校は、「いじめ防止基本方針」と「いじめ防止対策年間計画」として表しています。「いじめ対策委員会」を核に、「生徒指導体制」「教育相談体制」にて、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「継続支援」の在り方や計画を具体的に示しています。いじめの対応に限らず教職員の児童理解力は、学校教育の基本です。教職員が子供に寄り添い関わりを持つ中で、その表情や些細なしぐさ、あいさつや返事、何気ない会話での言葉などから、児童の心を理解するように努めています。そこで得た児童の悩みや不安やトラブルと一緒に考え解決に向かうこと、児童自らが解決するための手立てに向けて支援することなど、内容に合わせた取組をしています。また、子供から現状を把握するために定期的に調査をすること、子供や保護者が相談しやすい環境をつくること、保護者との連携を密にした協力体制を整えること、解決したことであっても引き続き注意を払うこと、日常生活で「美しい言葉、丁寧な言葉、温かい言葉」による環境づくりなど、一人で抱え込まない、悩まない取組も進めているところです。

4 大人の関り

何時如何なる時も児童が生活をする家庭、地域、そして学校が、安心して安全な場所であればなりません。安心と安全が保障されているからこそ、充実した学びができるからです。そのためには、保護者と地域のみなさんが大切に進めてくださる、「地域の子供は地域で守る」「みんなの力を集めて子供たちを育てる」という、共に育てる「共育」の姿勢に心より感謝すると共に、学校も全教職員による組織体制づくり、環境づくりに努めています。これまで問題とする「不登校」「問題行動」「いじめ」への対応は、学校だけでなく、保護者や家族、地域の方々と同一方向、同一歩調で進めているところです。学校との「共育」で進めてくださる方がほとんどですが、中には「児童の問題」が「学校の対応に問題」へとすり替わってしまうこともあり、その対応に苦勞することが多々あります。「この子のために」「児童を育てるために」の共通の思いを実現するために、子供に関わる大人の連携を密にした丁寧な取組を進めています。以上になります。小学生は、与えられたこと、決められたことに対して真面目に取り組もうとします。この素直な気持ちを価値付けると共に、児童自ら問題を見つけ、正しい判断（自分にとっても周りに人にとっても幸せ）による姿・行動で表す力を育成して参ります。今後も関係諸機関の皆様との連携を密にした取組をよろしくお願ひします。

○岡本委員

中学校の状況

平成 28 年度市内中学生について、生徒指導上の状況を「不登校」「問題行動」「いじめ」の 3 点でお伝えします。

中学校の状況ですが、6 月の 1 回目の協議会で、本年度が始まって 2 ヶ月の様子を次のようにお伝えしました。「平成 27 年度の同時期に比べて、不登校は増加傾向、問題行動は横ばい、いじめの認知件数は一昨年並みまで増加となっています。」8 ヶ月が経過し、現在の状況について、昨年末までの集計をもとにお伝えします。

1 不登校

まず不登校についてですが、年間 30 日以上欠席の不登校生徒は、昨年度と比較して約 9%減少しています。学年別の内訳をみると、1 年生の不登校が少なく、2 年生が多い状況となっています。不登校の出現率を国や県の数字と比較しますと、ここ数年の推移を見ても、国や県の数値を下回っている状態が続いています。不登校の主な原因として、「不安など情緒的な混乱」「無気力」が多いというのはここ数年変わりません。このような状況に対し、学校では、家庭との連携、保健室や相談室の活用、心の教室相談員やスクールカウンセラーとの連携、さらに適応指導教室やこども家庭相談室、医療機関等の外部機関との連携など様々な方法で改善に努めています。その中で、不登校の改善に大きな効果が見られる手立ての一つに、適応指導教室の利用があります。適応指導教室へ通うことは最終目的ではありませんが、ほとんど家から出られなかった、あるいはほとんど教室に入れなかったという状況からすれば大きな進歩です。今後は学校復帰に向けて、少しずつ働きかけていきたいと考えています。こうした外部機関との関わりが成果を上げる一方、不登校生徒の 27%が関係機関とつながっていないことが課題としてあげられます。本人だけでなく、家庭への働きかけを懇切に行い、協力を得ていく必要があります。

2 問題行動

問題行動については、昨年度同時期と比べて、件数で 25%の増、人数では 64%の増と、どちらも大幅に増加しています。これは、一昨年度同時期と比べれば少ないと言えますが、ここ数年減少してきたことを考えますと、増加に転じたことは重く受け止める必要があります。増加が見られる問題行動の類型としては、「生徒間暴力」と「ネットトラブル」が大きく、これに続くのが、「深夜徘徊」となっています。特定の生徒やグループが繰り返すというここ数年の傾向はさらに強まっています。その中でも、2 年生によるものが顕著であることも特徴となっています。傾向として、男子は粗暴行為、女子は家出に関わる事案が多いことが挙げられます。また、ネットパトロールにより、悪質な書き込みが多く発見されており、削除依頼等の対応が増加しています。こうした状況への対応として、まずは未然防止です。そのために生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」を進めていきます。これは、各学校が行事や生徒会活動などで生徒の主体的な活動を大切にすることで、安心感や自己肯定感を高めていく取組です。また、問題行動への早期対応や学校間の連携、教育委員会や警察、児童相談所等の関係機関との連携も改善につながるものと考えます。たとえば、問題行動に対して関係機関を交えて早期にケース会議を開き、適切に役割分担がなされることで、抑止効果や事態の改善につながったというケースも報告されています。ネットトラブルへの対応も喫緊の課題です。スマートフォンなどの情報端末所持率の上昇にともない、いじめや生徒間のトラブル、問題行動等の中に、ネットワークを通じて行われるケースが増加しています。特に、LINE やツイッターなどの SNS に端を発する問題は、短時間に多数の生徒に情報が流れるため、深刻な被害が生じることもあります。焼津市では、教育委員会と学校が連携し、ネットパトロールを活用し、書き込みの検索や削除などの対策に取り組んでいますが、根絶することは難しく、各校で対応に苦

慮しているのが現状です。今後は、生徒だけでなく、保護者に向けた取組も加え、ネットトラブルの未然防止に向けた情報モラルの高揚が必要と考えます。

3 いじめ

いじめについては、64件の認知件数の報告がありました。昨年度の同時期は27件ですので、2倍強の増加となります。この原因の一つとして考えられるのは、小さいいじめも見逃さずに認知件数を上げ、加えて組織的な対応により解消率を高めることに取り組んできたことが挙げられます。現在のいじめの解消率は97%、昨年度の89%と比べると改善が見られます。これまでもいじめに対して早期発見・早期対応という丁寧な取り組みをしてきました。各学校の「いじめ防止のための学校基本方針」をもとに、今まで以上に組織的な取組を強化してきました。また、教員だけでなく、スクールカウンセラーや心の教室相談員なども含め、複数の職員が手厚く生徒に関わるケースも増えています。こうした取組の成果が、解消率の上昇という数字の上にも現れてきていると考えます。以上で中学校の状況の報告を終わります。ありがとうございました。

○石野委員

高等学校の状況

1 生徒の政治的活動について

平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年6月19日以降、満18歳以上の生徒が選挙権を有することになりました。この件について、高校では生徒の有権者として自らの判断で権利を行使できるよう、自覚や知識を育てるなど、政治的教養の教育を進めていくと同時に、生徒の政治的活動に関する指導の内規を設けています。有権者教育として自治体の選挙管理委員会の協力を得て、模擬投票や出張授業等を行っています。既に選挙が行われた地域では、選挙事務のアルバイトに積極的に参加する生徒もいました。また、生徒の政治的活動については各校で、1.学校内での教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した活動、2.教育活動以外の場で、構内での円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、または学校の政治的中立性の確保への支障が生じる恐れのある活動、3.校外での違法、または暴力的またはその恐れのある活動、4.本人や他の生徒の学業や生活に支障が生じる恐れのある活動について禁止及び制限することとしています。以上の内容は生徒及び保護者に周知しています。

2 問題行動

件数としては少ないのですが金銭の抜き取り等、校内での窃盗が起こることがあります。各校で移動教室の際の施錠及び貴重品の自己管理の徹底を図っています。また、この数年大きな問題となっているスマートフォンの利用について事業者による講演等でモラル、意識の向上を図っていますが、問題はなくなっていない。LINEでの書き込みや不適切な画像の投稿などがあり、それらから問題行動が発覚する場合があります。また、就職内定先企業の中には、内定した生徒が内定したことや企業名を発信しないようにという注意を促すところもあります。また、授業中や校内での使用もあり、指導対象になっています。スマートフォンの急速な普及に対して、使い方やリテラシーの確立が追いついていかず、非常に難しい問題となっています。その他の問題行動として今年度は無断アルバイト、考査不正、怠業などが上がっていますが、いずれも2,3件です。

3 交通安全

事故については、自転車通学率が高いので、ほとんどが登下校中の自転車運転中に起きています。焼津市で多い交通事故である出会い頭による自動車との接触が多くみられます。幸いなことに大きな事故はありませんが、被害事故であっても生徒がもっと注意していれば防ぐことができた事例もあるので、交通安全意識をより高める必要があります。

す。自転車交通指導カードを受けた生徒は申し出るようになっていますが、教員が焼津署で記録を確認して指導を行っています。全体的には事故、交通指導カードの交付件数共に減少傾向にありますが、今後も街頭指導や交通安全教室を実施して啓蒙していきます。

4 その他

志榛地区の高校で生徒指導に関する課題として多く挙がっているのは前述の生徒による政治的活動への対応、交通安全指導、スマホの指導の他に、人間関係作りに課題を抱える生徒の指導の在り方があります。年々、生徒が多様化する中で一律の指導が困難になっています。家庭との連携は勿論のこと、養護教諭やスクールカウンセラー、外部機関との連携を図りながら、よりよい生徒指導を模索しています。以上で高校の状況報告を終わります。

○中野会長

続きまして、「雇用、就労等の状況について」焼津公共職業安定所の青山委員より説明をお願いします。

○青山委員

雇用、就労等の状況

雇用・就労等の状況についてご説明します。

資料1 ページ「最近の雇用情勢 1 概況 1 有効求人倍率」をご覧ください。ハローワーク焼津は、焼津市と藤枝市を管轄しております。当所の資料は、焼津市だけの資料ではございませんのでご了承願います。まず、ハローワークで取り扱っている主な指標に有効求人倍率がございしますが、これは一人の求職者に対して何人の求人数があるのかを示したものです。この表は26年度、27年度の平均と27年11月から28年11月までの各月分を掲載しております。26年度平均は0.88倍、27年度0.90倍となっております。27年3月以降は1倍を下回って推移していきまして、28年11月は0.97倍で前年同月より0.05ポイント上回っております。資料はありませんが、この程12月の有効求人倍率がまとまりました。1.04倍と1年10カ月ぶりに1倍台となりました。静岡県、全国の倍率をみていただきますと、1.4倍台となっておりますので、ハローワーク焼津の有効求人倍率が1倍になったと言いましても、静岡県、全国と比べればまだまだ低い数値であると認識しているところがございます。具体的には下のⅡ個別指標の動向「1. 月間有効求人・求職の状況」を見ていただきますと、ハローワーク焼津に提出された有効求人数は、28年11月4,229人で前年同月より2.9%増加しました。一方、仕事を探すために登録している有効求職者数が、4,379人で前年同月より5.6%増加しました。資料2 ページ「2 新規求人数の動向①雇用形態別求人状況」をご覧ください。月によって求人数に増減がありますが11月の新規求人数は、1,325人で、前年同月より11.4%増加しました。そのうち約40%がパート求人となっております。また、下の②主要産業別求人の動向」を見ていただきますと、これも月によって変動はありますが、当所管内の主な求人産業は、27年度の平均を見ていただきますとお分かりになりますが製造業が287人、医療・福祉業が239人、サービス業が260人となり、全体の構成比で見るとそれぞれ全体の約20%を占めています。資料3 ページにあります「求人・求職バランスシート」ですが、職種によって有効求人倍率にかなり差があります。28年11月内容になりますが、一般事務職ですと0.19倍、販売の職業で0.64倍、運搬・清掃・包装等の職業0.45倍と低い状況となっております。反面、看護師等は3.87倍、また、求職者も少ないことから保安の職業では12倍以上の求人があります。年齢別では、求人は原則年齢不問にすることとなっておりますので、それほど差はありませんが、35歳未満の若年者が高くなっています。資料4 ページをご覧ください。

「過去5年度の中学、高校の学卒の関係資料」となります。中学の28年3月卒をみますと求職者9人で9人が全員就職しております。また、高校について同じく28年3月卒をみますと求職者542人で全員が就職しました。ここ数年就職希望者は全員が就職しております。資料5ページ「新規高卒者の求人・求職・就職状況の推移」をご覧ください。平成29年3月卒業予定者の11月末現在の状況ですが就職内定率が91.8%と前年同月より0.6ポイント減少しています。求人倍率は1.96倍とリーマンショック以前の水準まで戻っておりまして、10年間では最高の倍率となっているところです。中学生はこの表にはありませんが、今年1月から就職活動を開始したところです。資料6ページをご覧ください。学歴別就業後3年以内離職率の推移ですが、この表は下の注意欄にも記載してございますが、雇用保険の加入時の届け出により生年月日、資格取得理由の新卒者により確認したもので全国的な数字となっております。例えば25年3月卒の内容を見ますと一番上が中学卒になりますが、1年目42.0%、2年目4.3%、3年目7.4%、3年以内合計63.7%が離職しています。高校卒では3年以内に40.9%、短大等卒では41.7%、大学卒では31.9%が離職している状況となっております。次に若年者に対する支援策のなかで主なものをご説明します。学生等若年者を支援する専門の学卒ジョブサポーターを設置しまして、窓口でのカウンセリングや個別に求人開拓を行い支援しています。また、職業相談だけでなく、履歴書、職務経歴書、エントリーシートの書き方についての個別指導や職員が面接官になっての模擬面接による指導なども行っています。若者だけを対象にしているのではありませんが、試し雇用をすることで正規雇用につなげる「トライアル雇用」、職業訓練のあっせん、世帯収入が一定以下の方に給付金を支給しながら訓練を受けていただく「求職者支援訓練」等、資格が無い方や非正規の方、失業状態の方に対する様々な支援を行っております。また、前段で有効求人倍率について説明しましたが、これを正社員求人倍率でみると0.5倍台と大きく1倍を下回っています。事業主に対してはキャリアアップ助成金等を含めて雇用拡大について理解を勧めております。先週の金曜日2月3日ですが、正社員就職を支援するためにハローワーク島田と合同で就職面接会を開催しました。33の企業、108名の求職者が参加しました。以上で最近の雇用情勢についての説明を終了いたします。

○中野会長

続きまして、「安心・安全な環境づくりについて」事務局より説明をお願いします。

○加茂学校教育課指導主事

(4) 安心・安全な環境づくり

教育委員会学校教育課指導主事の加茂謙二と申します。私から「子どもにとっての安心安全な環境づくり」について報告申し上げます。資料の6ページ、「1 安心安全な環境づくり」をご覧ください。この資料は、平成26年度から本年度までに、各小中学校から教育委員会に寄せられた不審者についての情報をまとめたものです。

(1) 発生状況についてですが、表は月ごとの発生件数と発生時間帯ごとの件数を示しています。まず、12月31日までの発生件数は、平成26年は25件、前年度は15件、本年度は26件の報告があり、前年度から増加し、平成26年度とほぼ同じ件数となっています。次に、発生時間帯につきましては、17:00以降の報告件数が増加しました。これは、(2) 被害の状況の小中別発生件数と関係しており、中学生が下校時間に被害に遭う事案が増加したことによります。一方、帰宅後の被害件数についても増加しました。こちらは、小学生が帰宅後に遊びに出かけて被害に遭う事案が増加したことによります。また、被害状況を直接的な被害と間接的な被害に分類すると、本年度は、間接的な被害

数が増加しました。内容としては、声かけやつきまといが多くを占めますが、スマホ等で写真を撮られる被害が増加傾向にあります。なお、直接的な被害につきましても、腕を捕まれたり殴られたりした事案がありましたが、幸い大きな怪我等に至るものは報告されませんでした。報告件数は、前年度よりも増加していますが、平成 25 年以前と比較すれば、減少傾向にあります。これは、警察や地域安全推進委員会、見守り隊の方々の御協力と共に、各学校で行っている安全指導の成果であると考えられます。しかし、17:00 以降の被害が増加していることから、中学生の下校時の見守り体制や子どもたち自身が自分の安全を守ることができる指導をさらに進めてきたいと考えています。教育委員会では、今後も「多くの人の目が行き届くことが、子どもたちを巻き込む犯罪の抑止につながる」という考え方にに基づき、PTA 組織や、自治会、地域住民の皆さんと連携を図り、地域ぐるみの学校安全体制を整備に努めいきたいと考えているところです。続いて、「情報モラルの指導」について申し上げます。「2 情報モラルの指導」をご覧ください。教育委員会では、昨年度から、いじめ防止等対策事業の一環として、専門家によるネットパトロールと情報モラル講座を実施しております。資料のグラフは、ネットパトロールの月別検索数及び報告内容を表しています。4 月から 12 月までに、小中学校を合わせ、1,367 件の報告をいただきました。これは、昨年度と比較し、約 23% 増加したことになります。また、投稿内容としては、画像や実名等の書き込みが多くを占めております。また、誹謗中傷等については、昨年度 1% 未満であったのが 3% と増加しており、注意が必要です。各校では対応に苦慮しており、今後さらに保護者や関係機関と連携した対応が必要であると考えています。また、未然防止を目的とした情報モラル講座につきましては、12 月までに市内全 22 校の小中学校が実施しており、約 4,900 人の児童生徒、保護者、教職員が受講しております。講座内容としましては、インターネットの実態や問題点についての最新の知識及び必要な対策が中心となっております。対象は各校の希望により、児童生徒、保護者、教職員等様々ではありますが、対象に適したプログラムを組んでおり、情報モラルについて見直すよい機会となっております。教育委員会においても、情報モラル指導は生徒指導の重点的な取組の一つの柱として、教職員対象の研修会を開催したり、各学校に指導例を紹介したりしながら、保護者と協力して実施していくように、引き続き取り組んでまいります。以上、報告をさせていただきました。

○中野会長

これまでの報告等に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

今後も、各機関・団体での青少年健全育成活動等の取り組みについて、よろしく願いいたします。

それでは、報告事項については、以上で終了と致します。

○中野会長

次に、協議事項「平成29年度の活動方針について」を議題としたします。事務局から説明をお願いします。

○日下部青少年担当主幹

(1) 平成28年度の活動方針について

社会教育課青少年担当主幹の日下部です。よろしく願いいたします。それでは、平成29年度の活動方針について説明させていただきます。資料5の7ページをご覧ください。平成29年度青少年健全育成推進方針(案)を掲載させていただいております。

私たちを取り巻く社会情勢や青少年に関する問題を方針(案)の前段に記載させていただきました。実際の現場では、報告事項の中でもありましたように、学校教育課の支援を含め、各学校のきめ細やかな指導、本人及び保護者へのていねいな対応をしていただいております。しかし、学校外におきましては、スマートフォン等を用いたソーシャルネットワークワーキングサービスなどへの過度の依存、有害情報の氾濫など青少年が直面する問題は多岐にわたっています。また、青少年教育相談センターの報告では、高校生、大学生、成人等いわゆる義務教育以降の若者のニート・引きこもりなどの相談が増えています。このような問題は、一つの部署や機関だけで解決することは難しくなっております。これからも、さまざまな部署や関係機関、そして、地域の方々と連携をしながら、多くの目と多くの手で青少年を守り、育てていく必要があります。これまでも委員の皆様や委員が所属されます団体などにおかれましても、青少年の健全育成に取り組んでいただいておりますが、ますます多様化、深刻化する青少年に関する問題に対応していくため、当協議会では、委員と委員が所属する団体などで、これからもお互いに協力しながら、さらに連携を深め、情報交換を密にし、青少年の健全育成を推進していくことが大切だと考え、平成 29 年度の青少年健全育成推進方針(案)とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中野会長

以上で事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

【質疑】なし

○中野会長

それでは、協議事項「平成29年度の活動方針について」は、原案どおり、お認めいただくことでよろしいでしょうか。

(各委員異議なしの声・全員一致、拍手にて承認。)

○中野会長

それでは、今年度はこのような内容で事業を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で議事すべてが終了いたしました。

【閉会】